

3. 労働者の健康情報を取り扱うに際しての事業者の義務等

(5) 本人への開示

安衛法上、一般健康診断については、健康診断の実施後にその結果を本人へ通知する義務が規定されているが（同法第66条の6）特殊健康診断の結果についても、労働者の権利として同様の通知義務を規定するべきである。